⑶　入札の無効　本公告に示した入札参加資格を持たない者の行った入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。また、落札者が落札決定から契約締結までの期間に競争入札参加停止措置を受けた場合は、本入札に関する一切を無効とする。
⑷　契約書作成の要否　要
⑸　落札者の決定方法　入札説明書による。
⑹　本入札に参加する者は予め「日本中央競馬会物品等入札心得」を熟覧し、承諾したうえで入札しなければならない。
5　Summary
⑴　Official in charge of contract : Tetsuya Ito, General Manager, Contract and Procurement Division, Legal Affairs Department of Japan Racing Association.
⑵　Classification of the products to be procured : 76
⑶　Nature and Quantity of the services to be required : Production of JARIS Block Copy.
⑷　Qualifications for the participating in the tendering procedures : A, B, C, D
⑸　Time limit of tender : By 11 : 00　1st December 2022.
⑹　Contact point for the notice : Contract and Procurement Division, Legal Affairs Department of Japan Racing Association, 1―1―1 Nishishimbashi, Minato-ku, Tokyo 105―0003 Japan Tel 03―3591―5251
E-mail keiyaku-qa@jra.go.jp

入札公告の訂正

次のとおり訂正します。
令和４年10月12日
国立研究開発法人理化学研究所
契約業務部長　星野　　聡
◎調達機関番号　814　◎所在地番号　11
○2022第39号
1　掲載日　令和４年９月15日（号外政府調達第173号）
2　訂正内容　11ページ３段１⑷中、借入期間「令和５年３月１日から令和12年３月31日まで」を「令和５年３月16日から令和12年３月31日まで」、12ページ１段５⑷中「Rent period : From 1, Mar, 2023 through 31, Mar, 2030」を「Rent period : From 16, Mar, 2023 through 31, Mar, 2030」に訂正します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和４年10月12日
支出負担行為担当官
北陸地方整備局長　内藤　正彦
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　白岩トンネル工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
⑶　工事場所　富山県中新川郡立山町芦峅寺地先
⑷　工事内容　トンネル工（ＮＡＴＭ掘削・支保）　471.8m　インバート工　115m　坑門工　１式　仮設工　１式
⑸　工期　全体工期：契約締結日の翌日から令和８年10月20日まで
⑹　工事の実施形態
１）本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。
２）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。
３）本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札方式の承諾に関しては、下記５⑴の担当部局に承諾願を提出すること。
４）本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えることができる。紙契約方式の承諾に関しては、下記５⑴の担当部局に紙契約方式承諾願を提出すること。
５）本工事は、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の義務化工事である。
６）本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。
７）本工事は、週休２日の取り組みを前提とした試行工事（発注者指定方式）である。
８）本工事は、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任指導者」という。）を工事契約後に配置することができる試行工事である。
９）本工事は、発注者が提示する新技術の活用を図る新技術活用工事である。
10）本工事は、受注者が新技術を選定したうえで活用を図る施工者選定型の新技術活用工事である。
11）本工事は、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者が工事の始期及び終期を任意に設定できる余裕期間（フレックス方式）工事である。
12）本工事は、ＣＣＵＳ義務化モデルの試行工事である。
13）本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行うことができる試行工事である。
14）本工事は、生産性向上チャレンジの試行対象工事である。
15）本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和３・４年度一般競争参加資格者で一般土木工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和３・４年度一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　平成19年度以降に元請けとして完成した工事で、下記ⓐ及びⓑの要件を満たす工事の施工実績を有すること。
なお、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては全ての構成員がこの施工実績を有していること。元請けとして完成した工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工実績に含むものとする。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。
ⓐ　ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事であること。
ⓑ　施工延長（掘削かつ覆工）が400m以上であること。
なお、ⓐ及びⓑは同一トンネルであること。
⑹　建設共同企業体の実績をもって単体として応募する場合は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者、又は監理技術者を本工事に配置できること。また、本工事は、受注者が工事の始期と終期を設定できる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要せず、工事の始期以降に配置できること。
㈠　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
㈡　平成19年度以降に、元請けとして完成した上記⑸に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有すること（建設共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、経常ＪＶにあっては、代表者の主任技術者又は監理技術者が上記⑸に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有していること。